

介護付有料老人ホーム ビクトリア街 入居契約書

(介護予防)特定施設生活介護・短期利用特定施設生活介護

表題部

(1) 契約の開始年月日

本契約書の最終頁を参照。

(2) 目的施設 (表題部記載の契約締結日現在)

施設名称	介護付有料老人ホーム ビクトリア街
施設の類型及び表示事項	施設の類型 : 介護付有料老人ホーム 居住の権利形態 : 利用権方式 利用料の支払方式 : 月払方式 入居時の要件 : 介護保険法における要支援・要介護の認定を受けている方 介護保険 : (介護予防) 指定特定施設入居者生活介護 指定短期利用特定施設入居者生活介護 介護居室区分 : 全個室 介護にかかわる職員体制 : 3 : 1 以上
介護保険の指定居宅サービス等の指定	鹿児島県 4671500223 号 指定特定施設入居者生活介護 (平成 19 年 8 月 10 日指定) 指定介護予防特定施設入居者生活介護 (平成 19 年 8 月 10 日指定) 指定短期利用特定施設入居者生活介護 (平成 24 年 4 月 1 日指定)
開設年月日	平成 19 年 8 月 13 日
所在地	〒899-2502 鹿児島県日置市伊集院町徳重 342 番地 3
敷地概要 (権利関係)	3,505.35 m ² 事業主体 : (株)健、土地所有者 : (株)リミコーポレーション 定期借地権 : あり
建物概要 (権利関係)	延べ床面積 4,965.62 m ² 鉄筋コンクリート造地上 6 階建 3 階～6 階部分 建物所有者 : (株)リミコーポレーション所有 竣工 平成 19 年 7 月末
居室 (介護居室) の概要	居室及び定員 ・介護居室 100 室 100 名 (介護居室 A 98 室 介護居室 B 2 室)
共用施設概要	食堂 (機能訓練室兼用)、ケアステーション、パントリー、個浴室、大浴場、特浴室、エレベーター 2 基、事務室、健康管理室、談話室、応接室、趣味室、理美容室、健康生きがい施設 (遊歩道・菜園)、家族宿泊室、大型テラス、洗濯室、汚物処理室、車イス用トイレ

(3)入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

階層・居室番号	階 第 号室	
介護居室の別	介護居室 A	介護居室 B
間取り・タイプ	和洋室 1	和室 1 + 洋室 1
居室面積	約 20 m ² (含トイレ・洗面所)	約 40 m ² (含トイレ・洗面所)
付属設備等	洗面台、ナースコール、トイレ、冷暖房、スプリンクラー テレビアンテナ配線、電話配線、カーテン、下駄箱、収納家具 ※介護居室 B のみキッチン及び浴槽あり	

(4)入居までに支払う費用の内容

入居保証金	なし
-------	----

(5)入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月払いの利用料		
日割りで支払われる費用についての起算日	実際に入居された日	
支払い方法	本契約書第 29 条を参照	
内 訳	管理費	月額 19,500 円（30 日の場合、日額 650 円とし、実費用は月毎に実日数で計算）
	用途	共用施設等の管理費
	食費	月額 41,700 円／人 1 日 3 食 30 日の場合。※実費用は月毎に実日数で計算する。食費日額は 1,390 円とし、減額はありませぬ。（1 日に 1 食でも食事をすると 1,390 円）
	介護保険給付対象外費用	入居者の個人的な希望及び個別選択的な個別介護サービス利用料（介護サービス等の一覧表） ※原則月単位払いであるが都度まとめて徴収することがある
	家賃	介護居室 A： 70,500 円（30 日の場合、日額 2,350 円とし、実費用は月毎に実日数で計算） 介護居室 B： 141,000 円（30 日の場合、日額 4,700 円とし、実費用は月毎に実日数で計算）
	その他	冷蔵庫利用料：お持込いただいた場合、1 日当たり 100 円 家族室利用：お布団代 1 人当たり 100 円、食事代摂食数に関係なく 1 人当たり 1 日 1,390 円 介護用品費は別途実費負担 ※短期利用がある場合は短期利用者が上記費用を負担し、その場合において当該入居者の費用負担は発生しません。

消費税	税法に則り消費税を負担
-----	-------------

第1章 総則

利用者(以下、「甲」という)と当事業所(以下、「乙」という)、身元引受人、および連帯保証人は、乙が提供するサービスの利用に関して、次のとおりサービス利用契約を締結します。

(契約の目的)

- 第1条 乙は甲に対し、介護保険法その他の関係法令の定めるところにより、甲の要介護状態区分または要支援状態区分(以下、「要介護状態区分等」という)、甲の被保険者証に記載された認定審査会意見等に従って、甲に対しサービスを提供します。
- 2 甲は、本契約の定めを承認すると同時に、乙に対し、本契約に定める各種サービスの提供に係る費用の支払いに同意します。
- 3 本契約の履行に際し、乙は、甲が要支援または要介護認定を受け介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という)に定める「特定施設入居者生活介護」および「介護予防特定施設入居者生活介護」(以下、「サービス」という)を受けるに至った場合は、介護保険法令等の規定を遵守してサービスを提供します。

(契約の期間)

- 第2条 本契約の有効期間は、利用開始日から利用終了日までの期間とします。

(目的施設)

- 第3条 甲が居住する居室及び設備または他の利用者と共用する施設設備(以下、「目的施設等」という)は、表題部(2)に定めるとおりとします。

(利用権)

- 第4条 甲は、本契約第32条に基づく契約の終了がない限り、居住を目的として、目的施設等を利用することができます。
- 2 甲は、目的施設等の全部又は一部についての所有権を有しません。
- 3 甲は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 居室の全部又は一部の転貸
 - 二 目的施設等を利用する権利の譲渡
 - 三 他の利用者が居住する居室との交換
 - 四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

- 第5条 乙は、甲に対して、前条第1項に定める利用権に付帯する権利として、第16条～第23条に掲げる各種サービスを提供します。
- 一 介護 乙は、甲に対し、介護サービス(介護保険給付対象のサービスと介護保険給付対象外のサービスの両者を含む)を提供します。
 - 二 健康管理

- 三 食事の提供
- 四 生活相談、助言
- 五 生活サービス
- 六 レクリエーション等
- 七 安否確認
- 八 その他の支援サービス

- 2 乙は、甲のために、医師に対する往診の依頼、提携医療機関への通院の付き添いや入院の手続き代行等受療の援助は行いますが、介護サービスとして治療行為は行いません。
- 3 甲は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
 - 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 その他上記に類する行為又は処分
- 4 乙は甲に提供するサービスの内容を甲または甲の身元引受人（以下、「身元引受人」という）並びに必要なに応じて甲の家族（以下、「家族」という）等に対しても分かりやすく説明します。
- 5 乙は甲の意思及び人格を尊重し、常に甲の立場に立って介護サービスを提供するように努めます。
- 6 乙は地域や家庭との結びつきを重視し、県、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めて介護サービスを提供するように努めるものとします。
- 7 乙は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という）の規定を遵守し、乙の職員による虐待が行われないようにします。

（施設の管理、運営、報告及び地域との協力）

- 第6条 乙は、施設長その他必要な職員を配置して、目的施設等の維持管理を行うとともに本契約に定める各種サービスを提供し、甲のために必要な諸業務を処理して施設の運営を行います。
- 2 乙は、施設の運営とサービスの提供にあたっては、地域及び地域住民との交流を図り、地域との連携に努めるとともに、地方自治体が発行する相談又は苦情処理等の事業に協力するよう努めます。

（介護サービスの提供に関する記録）

- 第7条 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供の最終日から5年間保存します。
- 2 甲及び身元引受人は、乙に対し必要な手続きを経て、前項の記録の閲覧及びコピーの提供を求めることができます。
 - 3 前項の規定により、甲または身元引受人がコピーの提供を求める場合、乙は実費相当額を請求者に請求することができます。

(甲の基本的権利)

第8条 甲と乙は、甲が乙から受けるサービスの内容について、本契約書において個々に定める他、乙はサービスの提供にあたり、甲の権利を尊重し、甲が権利を行使することにより乙から不利益な取扱いを受けたり、差別的な対応を受けることはありません。

(運営懇談会)

第9条 乙は、本契約の履行に伴って生ずる諸種の問題に関し、利用者代表、家族代表、地域の有識者、当事業所職員、管理医師等による意見交換の場として運営懇談会を設けるほか第31条にかかげる利用料金改定について協議します。

(苦情処理)

第10条 甲、身元引受人、および家族は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合いつでも「重要事項説明書」に記載の苦情受付窓口にお問い合わせをすることや苦情を申し出ることができ、乙は改善に必要な策を講じます。

2 乙は、甲から、本条前1項に基づく苦情申立に対応する責任者をあらかじめ定め、甲からの苦情申立に迅速かつ誠実に対応します。

3 乙は、甲が苦情申立等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第11条 乙は、本契約に基づくサービスの提供にあたって、万一、事故が発生し甲の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、すみやかに身元引受人、または家族等の関係者に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害の賠償を行います。ただし、甲側に故意又は重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。

(秘密保持)

第12条 乙及び乙の職員は、正当な理由がない限り、業務上知り得た甲、家族等、または身元引受人の秘密を漏らしません。

2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲、家族等または身元引受人の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3 乙は、居宅介護支援事業者等必要な機関に対し甲、家族等または身元引受人に関する情報を提供する場合には、事前に文書により各関連する者の同意を得ることとします。

4 第1項の規定にかかわらず、乙は高齢者虐待防止法の定めにより通報することができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(身体的拘束その他の行動制限)

第13条 乙は、甲または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限しません。

- 2 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し、甲に同意能力がある場合はその同意を得ることとします。ただし、甲に同意能力がない場合には身元引受人により同意を得ることとし、事前または事後すみやかに、身元引受人に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- 3 乙が甲に対し、身体的拘束その他の方法により甲の行動を制限した場合には、次条に規定する介護サービスの提供に関する記録に必要な事項を記載します。

(サービス提供に関する苦情)

- 第 14 条 甲、身元引受人、および家族は、乙が提供する介護サービス等に疑問や苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」に記載の苦情受付窓口にお問い合わせをすることや苦情を申し出ることができ、乙は改善に必要な策を講じます。
- 乙は前項の問い合わせがなされたこと、あるいは苦情の申出がなされたことをもって、甲に対しいかなる不利益や差別的な取扱いをいたしません。

(同意書類の取り扱い)

- 第 15 条 甲は本契約の締結をもって、乙の提示する本契約書の別紙(同意書類)について同意したものとします。

別紙 (同意書類)	
■重要事項説明書	■終末期における本人による同意または家族等の推定する本人の意思について
■個人情報の使用目的及び利用同意書	■重度化対応の指針・看取り介護の指針
■ご利用時のリスク説明・同意書	

- 2 前項の同意書類について全部または一部に変更が生じた場合は、乙は甲に対して説明を行い、同意を得ることとします。

第 2 章 提供されるサービス

(介護サービス)

- 第 16 条 乙は、提供する介護サービスの具体的な内容、介護等を提供する場所、介護等を提供する職員等については、本契約書、および重要事項説明書において明確に示し、それに基づいて、甲に対し介護サービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対してより適切な介護等を提供するために必要と判断する場合には、本契約に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更する場合があります。
 - 3 乙は、甲に対する日常的な健康管理及び利用者の状態悪化時における医療機関との連絡調整を行うとともに、重度化対応の指針、看取りに関する指針の整備を行います。

(健康管理)

- 第 17 条 乙は、甲の日常の健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項に基づいて甲が健康を維持するように助力します

- 一 甲が1年に2回の健康診断を受ける機会を設ける
- 二 医師又は看護師等による健康相談
- 三 協力医療機関・協力歯科医療機関を定める
- 四 甲が罹患、負傷等により治療を必要とする場合には、医療機関・歯科医療機関又は目的施設において医師による必要な治療が受けられるよう、医療機関、歯科医療機関との連絡、紹介、受診手続、通院介助等の協力を行う

(食事の提供)

第18条 乙は、次に掲げる事項に基づいて甲に食事を提供します。

- 一 乙は、原則としてホーム内の食堂において、毎日甲に1日3食の食事を提供する体制を整える
 - 二 乙は、乙が指定する医師又は甲の治療を担当する医師の特別の指示がある場合には、その指示により特別の食事を提供する
- 2 甲のうち、調理設備のある居室の甲は、自ら調理することができますが、衛生上又は健康上、施設管理上相当でない場合は、医師の意見を聴いて、甲の自炊を制限し若しくは中止するよう甲に対し要請することができるものとします。

(生活相談、助言)

第19条 乙は、次に掲げる事項に基づいて甲に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。

- 一 乙が、一般的に対応や照会ができる相談や助言
- 二 専門的な相談や助言のために乙が甲に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

(生活サービス)

第20条 乙は、乙が一般的に対応できると認めた、甲の生活必需品の購入や身元引受人等への連絡等の生活サービスを提供いたします。

(レクリエーション等)

第21条 乙は、次に掲げる運動、娯楽等のレクリエーション等を提供します。

- 一 乙が当事業所内において一般的に対応できる、運動・娯楽等のレクリエーションを提供しますが、当事業所外のレクリエーション、または個人のレクリエーションについては実費負担となります。

(安否確認)

第22条 乙は、甲に対する生活支援サービスとして甲の安否確認や、緊急時の対応を行います。

(その他の支援サービス)

第23条 乙は、本契約に定める他、一般的に対応できるものについては支援を行います。

第3章 使用上の注意

(使用上の注意)

第24条 甲は、目的施設等及び敷地等の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

第25条 甲は、目的施設等の利用にあたり、当事業所内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 危険な物品等を搬入・使用・保管する
- 二 大きな物品等を搬入し、又は備え付ける
- 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流す
- 四 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑をあたえる
- 五 動物を飼育する
- 六 当事業所内での喫煙

2 甲は、目的施設等の利用にあたり、乙の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、乙は、他の利用者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。

- 一 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く
- 二 目的施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う
- 三 目的施設等の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する

3 甲は、状況に応じて目的施設等の利用にあたり、次に掲げる事項については、あらかじめ乙と協議を行うこととします。

- 一 甲が居室を不在にする場合、その居室の保全、連絡方法、各種費用の支払とその負担方法についてあらかじめ乙と協議します

4 甲が、第1項から第3項の規定に違反もしくは従わず、甲又は当該の第三者に損害を与えた場合は、甲又は当該の第三者に対して損害賠償責任が生ずることがあります。

(修繕)

第26条 乙は、甲が目的施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、甲の故意、過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用により、設備または備品等の消耗、毀損、修理等が発生した場合は甲の負担により復旧または弁償を行います。

2 前項の規定に基づき乙が修繕を行う場合には、乙はあらかじめその旨を甲に通知することとします。この場合において、甲は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。

- 3 前2項の規定にかかわらず、居室内における、次に掲げる軽微な修繕については、原則として甲の過失によるもの場合は甲負担とし、乙が、乙における負担と認めた場合は、乙負担とします。
- ア 畳表の取り替え、裏返し
 - イ 窓ガラスの取り替え
 - ウ カーテン等の取り替え
 - エ ふすま紙、障子紙等の張り替え
 - オ 電球、蛍光灯の取り替え
 - カ 給水栓の取り替え
 - キ 排水栓の取り替え
 - ク その他

(居室への立ち入り)

- 第27条 乙は、目的施設等の保全、衛生管理、防犯、防火、防災、その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ甲の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、甲は正当な理由がある場合を除き、乙の立ち入りを拒否することはできません。
- 2 乙は、火災、災害その他により甲又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、あらかじめ甲の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。この場合に、乙は甲の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を甲に口頭にて説明することとします。

第4章 費用の負担

(利用料の種類)

- 第28条 甲は、乙から介護保険給付対象の介護サービスの提供を受けたときは、乙に対し、重要事項説明書の記載に従い、介護サービス費として介護保険負担割合証に応じた介護報酬の利用者負担分を支払います。
- 2 甲は、乙から介護保険給付対象外のサービスの提供を受けたときは、乙に対し、重要事項説明書の記載に従い、介護サービス費として介護保険負担割合証によらず介護報酬の全額を支払います。
- 3 甲は、前2項に定める他、介護サービス以外に係る費用（利用する部屋代・食費・水光熱費、管理費、日常生活費、交通費等の内、乙を利用する際に発生するものを指し、以下（「ホテルコスト」という）がある場合は、重要事項説明書の記載に従い支払います。

(利用料の支払)

- 第29条 乙は介護保険給付対象のサービスを提供したときは、甲が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、甲に代わって市町村から支払を受けます。
- 2 乙は、当月分（甲にサービス提供を行った月）の利用料（介護サービス費、ホテルコ

ストなど)の金額を翌月20日頃までに甲または身元引受人、もしくは甲の金銭管理者(以下、「金銭管理者」という)に通知し、甲または金銭管理者は当月の利用料は指定された口座からの引き落としを原則とし、他、金融機関への振込、窓口への支払いにより翌月末日までに支払います。

- 3 乙は前項の利用料の通知にあたっては、その料金ごとに区分された明細を付して、分かりやすく通知するものとします。
- 4 本条に定める費用について、1か月に満たない期間の費用は、その月の暦日数をもとに日割計算した額とします。

(成年後見制度等の利用)

- 第30条 甲において意思能力を欠くと認められる状況にある場合には、身元引受人は、すみやかに、成年後見制度の利用を検討することとします。
- 2 甲または身元引受人は、本契約に基づく乙への利用料支払債務を履行するため、必要な場合には甲に代わって甲の財産を管理する者(以下「後見人」といいます)を選任し、乙に対する継続安定した支払いを行うこととします。
 - 3 甲または金銭管理者による適切な金銭管理が困難であると乙が判断した場合、乙は、甲または身元引受人に対し、新たな金銭管理者を立てるか、または第三者による金銭管理(社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度などによるもの)を活用し継続安定した支払いを行うことを求めることができ、甲および身元引受人はこれにすみやかに対応することとします。

(利用料の変更)

- 第31条 乙は、介護保険法その他の関係法令の変更、甲の要介護状態区分等の変更、その他の理由により、介護保険給付対象のサービスにかかる利用者負担分またはホテルコストに変更が生じた場合には、重要事項説明書の規定にかかわらず、当該理由による変更額を上限として変更後の介護報酬の利用者負担分を請求することができるものとします。
- 2 介護保険給付対象外のサービスにかかる利用料またはホテルコストを変更するには、甲の同意を要するものとします。
 - 3 前2項のホテルコストにおいては第9条に掲げる運営懇談会の協議を経てなすものとします。
 - 4 前3項のいずれにおいても、乙は甲、身元引受人、家族等の内、必要な関係者に対して変更の理由、根拠を十分に説明します。

第5章 契約の終了

(契約の終了)

- 第32条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。
- 一 甲が死亡したとき
 - 二 乙が第33条に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき
 - 三 甲が第34条、又は第35条に基づき解約を行ったとき

四 甲が医療機関への入院や他の介護保険施設等の利用により利用終了が明確になったとき。

五 甲について、利用終了が明確になったとき

(乙からの契約解除)

第 33 条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本条第 2 項及び第 3 項に規定した条件の下に、本契約を解除することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- 二 居室を住居以外の目的で使用したとき
- 三 居室を他に転貸したとき
- 四 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- 五 甲または金銭管理者が正当な理由なく月額利用料その他、支払うべき費用の支払を怠り、2ヶ月以上滞納し2週間以上の予告期間を経過したとき
- 六 医師の判断より医療機関への入院が長期に及ぶと判断されたとき
- 七 長期の不在により、本契約を継続する意思がないと判断されたとき
- 八 医師の意見を得て、通常の介護方法では転倒骨折などの事故を防止できないと判断されたとき
- 九 第 25 条の規定に該当したとき
- 十 甲の行動が、本人及び他の甲又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき
- 十一 伝染性疾患に罹病しているとき
- 十二 常時、喀痰吸引等の医療行為を必要とするとき
- 十三 乙は、甲又は、その家族・連帯保証人・身元引受人・返還金受取人等による、事業所の役職員や他の利用者等に対するハラスメントにより、甲との信頼関係が著しく害され事業の継続に重大な支障が及んだとき
- 十四 甲が自傷行為を行ったり、自殺をするおそれがあるなど、乙において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないと乙に判断されたとき
- 十五 甲が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなしたとき
- 十六 上記の他、重要事項説明書等に記載した「契約の解除」の内容に該当するとき

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、乙は書面にて次の各号に掲げる手続きを行います。

- 一 契約解除の通告について 90 日の予告期間をおく（前項第 5 号を除く）
- 二 前号の通告に先立ち、甲及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- 三 解除通告に伴う予告期間中に、甲の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には甲や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する

(甲からの解約)

- 第 34 条 甲は、乙に対して、少なくとも 30 日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは乙の定める契約解除届を乙に届け出るものとします。
- 2 甲は 30 日前の解約の申し入れをした場合、1 か月分の利用料を納入することにより、即日契約解除および施設からの退居をすることができます。
 - 3 甲が前項の契約解除届を提出しないで居室を退居した場合には、乙が甲の退居の事実を知った日の翌日から起算して 30 日目をもって本契約は解約されたものと推定し、その 30 日間については甲に利用料の支払いの請求をすることとなり、甲が納入しない場合においては連帯保証人に納入していただくこととなります。

(甲の解除権)

- 第 35 条 乙が、介護保険法その他の関連諸法令及び本契約に定める債務を履行しなかった場合、または乙及び乙の職員が甲に対し不法行為を行った場合には、甲または身元引受人は乙に対し、いつでもこの契約を解除することができます。この場合は、解除の意思表示が乙に到達した時点で契約は終了します。

(明け渡し及び原状回復)

- 第 36 条 甲は、第 32 条により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡しとします。
- 2 甲は、前項の居室明け渡しの場合には原状回復することとし、その費用は甲が負担するものとします。

(利用終了時の金品の引渡し等)

- 第 37 条 この契約が終了した場合、甲または身元引受人、甲の相続人は、本契約終了日の翌日から起算し、原則として 3 日以内に乙が保管している甲の金品及び甲が遺留した金品を引き取ります。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。
- 2 前項の定めによる引取人が複数存在する場合には、乙は、そのうちの一人に返却すれば足りることとし、そのことにより、乙は一切の責任を免れることとします。
 - 3 前 2 項にかかる費用は、甲または身元引受人、甲の相続人の負担とします。また、引き取られない場合は乙が業者を選定し、処分に要した費用負担も同様とします。

(契約終了後の精算)

- 第 38 条 甲は、契約終了日までに居室を乙に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して、明け渡しの日までの管理費および家賃相当額を乙に支払うものとします。
- 2 本契約が終了した場合において、甲は乙に対する支払債務がある場合には、甲もしくは第 42 条に規定する連帯保証人に別途ご負担いただき、また、乙は甲に対する返還金等がある場合には、甲もしくは第 41 条に規定する返還金受取人に返還します。

- 3 この契約の終了により甲が乙の利用を終了することになったときは、乙は居宅介護支援事業者またはその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、甲の生命、健康に支障のないよう必要な援助を行います。

第6章 身元引受人・返還金受取人

(身元引受人)

- 第39条 甲は乙に対し、身元引受人を届け出ることとします。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、乙との協議により代替策を検討します。
- 2 身元引受人は、甲のために、次の業務を行います。
- 一 甲が医療機関を受診、入院、検査、手術等する場合、その手続が円滑に進行するように協力すること。
- 二 契約終了の場合、甲の受入先の確保を行うとともに甲の物品等を引き取ること。
- 三 甲が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をすること。
- 3 身元引受人は、甲の生活において必要な場合には、乙と連絡・協議等に努めるものとしてします。
- 4 身元引受人に変更が生じた場合は、甲は、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、乙の承認を得て、新たな身元引受人を定めるものとしてします。

(乙に通知を必要とする事項)

- 第40条 甲又は身元引受人、連帯保証人、返還金受取人、後見人は、次に掲げる事項により、乙への通知の必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく乙に通知します。
- 一 甲若しくは身元引受人、後見人で変更、死亡等があった場合
- 二 甲について、法令等に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の選任があったとき、もしくは甲又は連帯保証人が破産、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てに至ったとき
- 三 甲が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結したとき
- 四 その他、乙への通知を必要とすると判断されることが生じた場合

(返還金受取人)

- 第41条 甲は、返還金受取人を定めるものとしてします。
- 2 前項に規定する返還金受取人に変更が生じた場合は、甲は、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、乙の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとしてします。

(連帯保証人)

- 第42条 連帯保証人は、本契約から生じる甲の一切の金銭債務を連帯して保証することとします。
- 2 前項の連帯保証人の負担する極度額は80万円とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、次のいずれかの事由により確定するものとしてします。
- 一 甲または連帯保証人が破産手続き開始の決定を受けたとき

- 二 甲または連帯保証人が死亡したとき
- 三 甲、金銭管理者または連帯保証人が利用料を滞納し、支払いが困難であると乙が判断したとき。
- 4 連帯保証人は乙に対し、甲の利用料の支払い状況や滞納額・損害賠償の額等、甲の債務について情報提供の請求を行うことができ、乙は連帯保証人に対し、内容を吟味の上で情報提供を行います。
- 5 連帯保証人に変更が生じた場合は、甲は、乙に対し、直ちにその旨を通知するとともに、乙の承認を得て、新たな連帯保証人を定めるものとします。

(契約当事者以外の第三者の付添等)

第 43 条 甲は、甲の居室内で付添、介助、看護等のため、甲の居室内に付添等をさせようとする場合には、乙に対してその旨を申し出ることができますが、乙はこの申し出を拒否することがあります。

第 7 章 その他

(入居契約締結時の手続き)

第 45 条 甲から申込みがなされ、入居審査を経て乙の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。

- 2 乙は、本契約締結に際し、甲が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるように、十分な時間的余裕を持って、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた甲の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれがこれを保管することとします。

(裁判管轄)

第 46 条 本契約に関する紛争の訴えは、乙の所在地を管轄する裁判所を専属的合意 管轄裁判所とすることに合意します。

(契約に定めのない事項)

第 47 条 この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲、身元引受人、後見人、家族等との間で協議の上、誠意を持って解決します。

本契約成立を証するため、甲、乙、身元引受人、金銭管理者または連帯保証人または返還金受取人、選任されている場合は後見人が署名又は記名押印のうえ、本契約書を2通作成し、甲と乙が各1通を保有します。

年 月 日

事業者(乙)	日置市伊集院町徳重342番地3 株式会社 健 代表取締役 弓削 和明	
	【説明者】	

	氏名	住所	印鑑
利用者(甲)			
代筆者			
	(代筆理由) <input type="checkbox"/> 利用者の身体的な理由による <input type="checkbox"/> その他 ()		
金銭管理者 ※利用料の支払いをされる方			
身元引受人			
身元引受人			
連帯保証人			
連帯保証人			
返還金受取人			
後見人 ※選任の場合			